

# 第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 8 年 3 月 4 日 提出

## I 件数 37 件

【内訳】 議案 36 件 (条例関係 6 件、補正予算関係 13 件、当初予算関係 12 件  
その他 5 件)  
報告 1 件 (専決処分関係 1 件)

## II 議案の要旨

### 《条例関係》

|         |  |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について (市民課) |
|---------|--|

#### 【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

#### 【主な内容】

##### 1 改正概要

- ①平成 28 年に解除された区域 (本市では、20 km 圏内の旧避難指示準備区域及び旧居住制限区域) に係る国民健康保険税及び介護保険料の 1 / 2 減免が、令和 7 年度で終了。(一部負担金等の免除は、令和 8 年度末まで継続)
- ②平成 29 年に解除された区域に係る国民健康保険税及び介護保険料の全額減免が、令和 8 年度は 1 / 2 減免に改正。(一部負担金等の免除は、継続)

国民健康保険税の減免 (第 3 条関係) 及び介護保険料の減免 (第 4 条関係)

| 区 分   | 減免適用             |                 |
|---|------------------|-----------------|
|   | 令和 8 年度<br>(改正後) | 令和 7 年度<br>(現行) |
| ① 平成 28 年に解除された区域 (※ 1)<br>(上位所得層 (※ 2) を除く)<br>【南相馬市では 20 km 圏内の旧避難指示解除準備<br>区域・旧居住制限区域】 | 減免なし             | 1/2 減免          |
| ② 平成 29 年に解除された区域 (※ 1)<br>(上位所得層 (※ 2) を除く)  | 1/2 減免           | 全額減免            |
| ③ 平成 30 年以降に解除された区域 (※ 1)<br>(上位所得層 (※ 2) を除く)  | 全額減免             | 全額減免            |

|                   |      |      |
|-------------------|------|------|
| ④ 避難指示が継続中の帰還困難区域 | 全額減免 | 全額減免 |
| ⑤ 上記以外の区域         | 減免なし | 減免なし |

※1 「解除された区域」とは、

- ①平成28年に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部及び南相馬市の一部）
- ②平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等（飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- ③平成30年以降に指定が解除された旧帰還困難区域等（㊦平成31年（令和元年）に指定が解除された大熊町の一部、㊧令和2年に指定が解除された双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部、㊨令和4年に指定が解除された葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部、㊩令和5年以降に指定が解除された浪江町の一部、富岡町の一部、飯館村の一部及び葛尾村の一部）

※2 上位所得層とは、

- 【国保】基礎控除後の総所得金額の世帯合算額が600万円を超える世帯
- 【介護】被保険者個人の合計所得金額が633万円以上を基準とする。

【参考】国の国民健康保険及び介護保険への財政支援の見直し方針

○：全額減免または全額免除

|   | 年度        | R7    | R8    | R9   | R10   | R11  | R12 | R13   |
|---|-----------|-------|-------|------|-------|------|-----|-------|
| ・平成28年に解除された地域<br>南相馬市では20km圏内<br>(旧避難指示解除準備区域・<br>旧居住制限区域) | 保険料・税     | 1/2減免 | 特例終了  | 特例終了 |       |      |     |       |
|   | 一部・利用者負担金 | ○     | ○     |      |       |      |     |       |
| ・平成29年に解除された地域  | 保険料・税     | ○     | 1/2減免 | 特例終了 |       |      |     |       |
|   | 一部・利用者負担金 | ○     | ○     |      |       |      |     |       |
| ・平成31年に解除された地域  | 保険料・税     | ○     | ○     | ○    | 1/2減免 | 特例終了 |     |       |
|   | 一部・利用者負担金 | ○     | ○     | ○    | ○     |      |     |       |
| ・令和4年に解除された地域   | 保険料・税     | ○     | ○     | ○    | ○     | ○    | ○   | 1/2減免 |
|   | 一部・利用者負担金 | ○     | ○     | ○    | ○     | ○    | ○   | ○     |

## 2 令和8年度保険税（料）減免見込額及び費用負担

[国民健康保険税]

|          |                  |          |
|----------|------------------|----------|
| 対象世帯数    |                  | 82 世帯    |
| 保険税減免額   |                  | 3,966 千円 |
| 減免額の費用負担 | 災害臨時特例補助金 (2/10) | 793 千円   |
|          | 特別調整交付金 (8/10)   | 3,173 千円 |

[介護保険料]

|           |                  |          |
|-----------|------------------|----------|
| 対象人数      |                  | 56 人     |
| 保険料（税）減免額 |                  | 2,494 千円 |
| 減免額の費用負担  | 災害臨時特例補助金 (2/10) | 498 千円   |
|           | 特別調整交付金 (8/10)   | 1,995 千円 |

※減免額の費用負担は千円未満切捨となるため、保険料減免額と減免額の費用負担の合計に差が生じる。

## 3 施行日 令和8年4月1日

## 【趣旨】

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 経過

子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年4月から新たに「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（注1）」に係る「乳児等のための支援給付」（公費による支援給付）が創設される。

これに伴い、国から「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号。以下「内閣府令」という。）が示されたことから、本市においても、内閣府令で定める基準に基づき、新たに条例を制定するもの。

（注1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に月10時間の範囲で通園できる制度

## 2 制定の概要

市内の保育所等の事業者が「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を行う際に、公費による「乳児等のための支援給付」を受けられるよう、市町村が行う「確認（注2）」に当たっての本市の基準等を定めるもの。

※保育所等の事業者が「乳児等のための支援給付」を受けするには、児童福祉法による市町村の「認可（注3）」とは別に、市町村の「確認（注2）」を受けする必要があります。

（注2）「確認」とは、本条例に基づき「乳児等のための支援給付」の支給対象事業者となる確認を行うもの。

（注3）「認可」とは、令和7年12月議会で議決を得て制定した「南相馬市乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき事業に必要な基準について認可を行うもの。

| 定める項目 | 条項  | 主 な 内 容  |
|-------|-----|--|
| 一般原則  | 第2条 | 特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）の運営に関する基本事項などの規定<br>①子どもが健やかに成長するための環境の確保<br>②子どもの意思や人格を尊重した支援の提供<br>③他の事業者などとの連携<br>④人権擁護、虐待防止等に係る体制整備、研修 など |

|                    |      |   |
|--------------------|------|---|
| 利用定員               | 第3条  | 事業者が定める利用定員に関する規定<br>開所日数及び時間などを考慮し、1月当たりの定員を定める  |
| 面談                 | 第4条  | 事業者が実施する保護者との面談に関する規定   |
| 理由のない提供拒否の禁止       | 第5条  | 事業者は、正当な理由なく、利用申込みを拒んではならないとする規定  |
| あっせんなどに対する協力       | 第6条  | 事業者は、市が行うあっせん及び要請に対し、できるだけ協力しなければならないとする規定  |
| 支援支給認定証の記載事項の確認    | 第7条  | 事業者は、乳児等通園支援支給認定証の提示を受けたとき、内容を確認する規定  |
| 支援給付認定の申請に係る援助     | 第8条  | 事業者は、利用申込みがあった場合、給付認定の申請が行われるよう必要な援助の実施に関する規定   |
| 心身の状況等の把握          | 第9条  | 事業者は、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況などの利用状況の把握を行う努力義務に関する規定                                     |
| 他施設等との連携           | 第10条 | 特定教育・保育施設等との連携を行う努力義務に関する規定   |
| 支援の記録              | 第11条 | 事業者は、特定乳児等通園支援を提供した日時、時間などの記録を行うこととする規定   |
| 支払                 | 第12条 | 特定乳児等通園支援事業に係る支払いに関する規定   |
| 支援給付費の額に係る通知等      | 第13条 | 乳児等通園支援給付費の額に係る通知に関する規定   |
| 通園支援の取扱方針          | 第14条 | 特定乳児等通園支援事業の取り扱いに関する規定  |
| 通園支援に関する評価等        | 第15条 | 特定乳児等通園支援に関する評価に関する規定   |
| 相談及び援助             | 第16条 | 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談を受けた場合、事業者は必要な援助を行うこととする規定  |
| 緊急時等の対応            | 第17条 | 事業所職員が、子どもの体調に急変が生じた場合などに、必要な措置を講じることとする規定  |
| 支援給付認定保護者に関する市への通知 | 第18条 | 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知に関する規定   |
| 運営規程               | 第19条 | 事業者が定める運営規程に関する規定<br>①特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針<br>②その提供する特定乳児等通園支援の内容<br>③職員の職種、員数及び職務の内容 など |
| 勤務体制の確保等           | 第20条 | 職員の勤務体制を定める規定   |

|                   |      |   |
|-------------------|------|---|
| 利用定員の遵守           | 第21条 | 1時間当たりの利用定員の遵守に関する規定  |
| 掲示等               | 第22条 | 運営規程の概要、職員の勤務体制等について、掲示することに関する規定                           |
| 支援給付認定子どもを平等な取り扱い | 第23条 | 乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条等において、差別的取扱いをしてはならない規定                    |
| 虐待等の禁止            | 第24条 | 乳児等支援給付認定子どもに対する虐待等の禁止に関する規定                                |
| 秘密保持等             | 第25条 | 事業所職員及び管理者において、業務上知り得た子どもや家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる規定       |
| 情報の提供等            | 第26条 | 特定乳児等通園支援の内容に関する情報提供を行うことに関する規定                             |
| 利益供与等の禁止          | 第27条 | 事業者又は支給対象子どもとその家族を紹介することの対償として、金品等の利益を供与又は收受を禁止する規定         |
| 苦情解決              | 第28条 | 苦情を受け付けるための窓口設置等に関する規定                                      |
| 地域との連携等           | 第29条 | 地域との交流に関する規定  |
| 事故発生の防止及び発生時の対応   | 第30条 | 事故発生又はその再発防止に関する規定  |
| 会計の区分             | 第31条 | 特定乳児等通園支援事業とその他事業の会計を区分しなければならない規定                          |
| 記録の整備等            | 第32条 | 職員、設備及び会計の記録の整備に関する規定                                       |
| 電磁的記録等            | 第33条 | この条例において書面で行うことが規定又は想定される書面等については、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる規定 |
| 委任                | 第34条 | 委任規定  |

### 3 施行日 令和8年4月1日

## 【趣旨】

南相馬市乳児等通園支援事業に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

## 【主な内容】

## 1 経過

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に月10時間の範囲で通園できる制度として「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8年度から全国的に実施される。

本市では、令和6年度より公立の保育施設において本事業を試行的に実施している。令和8年度から正式に公立の保育施設で本事業を実施するため、新たに条例を制定する。

## 2 制定の概要

公立の保育施設において、乳児等通園支援事業を実施するため、国の示す基準をもとに実施施設、事業対象、負担金等の必要な事項を定めるもの。

| 定める項目  | 条項  | 主な内容   |
|--------|-----|--|
| 実施施設   | 第2条 | かしま保育園、かみまの保育園、おだか認定こども園                     |
| 対象児童   | 第3条 | 出生の日から6月を経過した乳幼児であって満3歳未満のものうち保育所等に入園していないもの |
| 利用の申請  | 第4条 | 市長に利用申請をし、許可を受けなければならない。                     |
| 利用者負担金 | 第5条 | 児童1人につき1時間 300円                              |
| 負担金の減免 | 第6条 | 利用者負担金を減額又は免除することができる。                       |
| 委任     | 第7条 | 委任規定   |

## 3 施行日 令和8年4月1日

**議案第4号****南相馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
(土木課)****【趣旨】**

道路法施行令の一部改正に伴い、同令に準じて定めている占用料を改めるため、必要な改正を行うもの。

**【主な内容】****1 改正の概要****(1) 経過**

現行の道路占用料は、令和3年度の地価水準を算定の基礎とした道路法施行令に準じたものであるが、今回の改正は、令和6年度の地価水準による見直しに伴い道路法施行令が改正されたことに準じ、条例を改正するもの。

**(2) 主な改正内容****①道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物の占用料の改正**

| 占 用 物 件               | 年間占用料                  |                      |
|-----------------------|------------------------|----------------------|
|                       | 改正後                    | 改正前                  |
| 第1種電柱                 | 570 円/本                | 480 円/本              |
| 第2種電柱                 | 880 円/本                | 730 円/本              |
| 第3種電柱                 | 1,200 円/本              | 990 円/本              |
| 第1種電話柱                | 510 円/本                | 430 円/本              |
| 第2種電話柱                | 820 円/本                | 680 円/本              |
| 第3種電話柱                | 1,100 円/本              | 940 円/本              |
| その他の柱類                | 51 円/本                 | 43 円/本               |
| 共架電線その他上空に設ける線類       | 5 円/m                  | 4 円/m                |
| 路上に設ける変圧器             | 500 円/個                | 420 円/個              |
| 地下に設ける変圧器             | 310 円/m <sup>2</sup>   | 260 円/m <sup>2</sup> |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1,000 円/個              | 850 円/個              |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱         | 430 円/個                | 360 円/個              |
| 広告塔                   | 900 円/m <sup>2</sup>   | 870 円/m <sup>2</sup> |
| その他のもの                | 1,000 円/m <sup>2</sup> | 850 円/m <sup>2</sup> |

**②その他、道路法及び政令に掲げる施設の占用料の改正****2 施行日 令和8年4月1日**

## 【趣旨】

南相馬市消防団について、将来にわたって持続可能な組織体制の構築を図るため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

## (1) 経過

市では、地域防災の要である消防団について充実強化を推進してきたが、東日本大震災以降、年少人口と生産年齢人口の減少に加え、更なる少子高齢化の進展による影響等もあり、消防団員の減少傾向が続いている。消防団では、概ね行政区単位等で組織する部について、団員のなり手不足や東日本大震災等に伴う避難などで活動が困難となった場合、近隣と統合し、管轄地域の広域化と地域間連携の強化等を行いながら対応しているが、将来にわたり消防団が地域防災力を発揮できる体制の構築が課題となっている。

そのため、今般、消防団からの意見や「持続可能な消防団組織の構築に関する報告書（南相馬市消防団組織等検討委員会（令和7年7月）」を踏まえ、新たな時代に対応した持続可能な消防団の体制を構築するため、必要な条例改正を行うもの。

## (2) 主な改正内容

## ①消防団組織体制の再編に伴う年額報酬の改定

## ア 幹部体制の見直し

消防団長及び副消防団長階級における所掌事務の分担等を整理し、指揮系統の明確化と意思決定の迅速化を図る。これに伴い、新体制における職責と報酬額の均衡を図るため、年額報酬の改定を行う。

## イ 消防団本団の設置とラッパ部の位置付け見直し

これまで、消防団の本団機能については、小高区・鹿島区・原町区のそれぞれに区団本団として分散して配置していたが、新たに消防団全体を統括する本団として配置し、消防団活動の一体性をより高めるとともに区団間の連携強化を図る。

また、本団ラッパ部の団員（ラッパ手・ラッパ班員）については、これまで、活動内容の違いなどから一般団員よりも低い年額報酬としていたが、団員数が減少している中で地域防災力を確保するため、全ての団員が火災・災害対応時に活躍できる組織体制を構築する必要がある。団員確保のための処遇改善の観点も踏まえ、ラッパ部の活動内容見直しと併せ、一般の団員及び班長と同等の水準とするよう年額報酬の改定を行う。

ウ 年額報酬の改定（別表第2（第15条関係））

| 区分    | 改正後                   | 改正前                          |
|-------|-----------------------|------------------------------|
| 消防団長  | 250,000円              | 250,000円                     |
| 副消防団長 | <u>副消防団長</u> 195,000円 | <u>副消防団長兼区団長</u><br>240,000円 |
|       | <u>区団長</u> 170,000円   | <u>副区団長</u> 140,000円         |
| 分団長   | 100,000円              | 100,000円                     |
| 副分団長  | 76,000円               | 76,000円                      |
| 部長    | 55,000円               | 55,000円                      |
| 班長    | 班長 46,500円            | 班長 46,500円                   |
|       | <u>※ラッパ班長を班長に統合</u>   | <u>ラッパ班長</u> 37,000円         |
| 団員    | 団員 36,500円            | 団員 36,500円                   |
|       | <u>※ラッパ手を団員に統合</u>    | <u>ラッパ手</u> 27,000円          |
|       | 機能別団員 10,000円         | 機能別団員 10,000円                |

②定員の見直し（第5条）

本市消防団の定員は、合併前の3市町の定員合計を引き継ぎ1,356人としてきたが、本市の現状に則し、余裕をもって火災対応や災害対応が行える適正な定員へ、次のとおり見直しを行う。

| 区分      | 改正後    | 改正前    | 比較増減  |
|---------|--------|--------|-------|
| 消防団員の定員 | 1,075人 | 1,356人 | △281人 |

③他の改正項目

ア その他文言の整理等（第4条第5項、第5条第3項～第5項、第15条第5項、別表第3）

イ 階級及び職名別定員の内訳（別表第1）

2 施行日 令和8年4月1日

## 【趣旨】

工業用水道法及び工業用水道料金算定要領に基づき、工業用水道料金を改定するため、必要な改正を行うもの。

## 【主な内容】

## 1 改正の概要

## (1) 経過

工業用水道事業の料金については、工業用水道法第17条に基づき、適正な原価に照らし、公正妥当な料金水準であることが必要と規定されている。さらに、料金設定の考え方として、「工業用水道料金算定要領（経済産業省）」が示されており、概ね5年毎に料金算定期間を設けて見直し検討をすることとされている。

南相馬市の工業用水道事業においては、震災による影響期間を除き、定期的に料金検証作業を実施しており、令和元年度に実施した第3次料金検証作業では、料金据置が妥当と判断された。

その後、急激な物価高騰等の社会情勢の変化にも対応すべく、令和5年度から第4次料金検証作業を実施し、その検証結果を基に今回の改正を行うもの。

## (2) 主な改正内容

昨今の物価高騰等の社会情勢の影響に鑑み、工業用水道料金検証作業を行い、安定的な経営状況及び公正妥当な料金水準の維持のためには料金改定が必要であるという結果となったことから、料金等を改正するもの。

(1 m<sup>3</sup>当たり)

| 区分                               | 改正後    | 改正前    |
|----------------------------------|--------|--------|
| 基本料金                             | 34.80円 | 31.10円 |
| 特定料金                             | 34.80円 | 31.10円 |
| 超過料金                             | 69.60円 | 62.20円 |
| 非常災害その他不可抗力による給水停止・制限に係る減額       | 3.60円  | 3.22円  |
| 水道設備の拡張、改良、修繕等の工事による給水停止・制限に係る減額 | 34.80円 | 31.10円 |
| 受水休止による減額                        | 3.60円  | 3.22円  |

## 2 施行日 令和8年4月1日

《補正予算関係》

- 議案第7号 令和7年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第8号 令和7年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第9号 令和7年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第10号 令和7年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について
- 議案第11号 令和7年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第12号 令和7年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第13号 令和7年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について
- 議案第14号 令和7年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第15号 令和7年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第16号 令和7年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第17号 令和7年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第18号 令和7年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

**議案第19号 専決処分の報告及びその承認について（財政課）**

**【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり予算を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第2号 令和7年度南相馬市一般会計補正予算について 令和8年1月21日専決】（財政課）**

**【趣旨】**

衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙（令和8年2月8日執行）に関する経費を措置するため、令和7年度南相馬市一般会計補正予算（第5号）を令和8年1月21日付けで専決処分したものの。

**【主な内容】**

**1 補正額**

42,355千円

**2 主な補正内容**

（1）歳入：衆議院議員総選挙委託金 42,355千円

（2）歳出：

| 節             | 予算額      | 説明                         |
|---------------|----------|----------------------------|
| 01 報酬         | 3,329千円  | 投票管理者・立会人（期日前含む）等の報酬       |
| 02 給料         | 870千円    | 会計年度任用職員の給与                |
| 03 職員手当等      | 11,227千円 | 投開票事務に係る時間外勤務手当等           |
| 04 共済費        | 194千円    | 会計年度任用職員の共済組合負担金等          |
| 07 報償費        | 326千円    | ポスター掲示場（150か所）借用謝礼等        |
| 08 旅費         | 24千円     | 選挙管理委員4人分の費用弁償             |
| 10 需用費        | 4,965千円  | ポスター掲示板等の消耗品、選挙事務用封筒の印刷代等  |
| 11 役務費        | 9,015千円  | 選挙のお知らせハガキ（入場券）郵便料等        |
| 12 委託料        | 7,604千円  | ポスター掲示場（222か所）設置・管理撤収業務委託等 |
| 13 使用料及び賃借料   | 1,911千円  | 期日前投票所借上げ料等                |
| 17 備品購入費      | 2,090千円  | 期日前投票受付用パソコン等              |
| 18 負担金補助及び交付金 | 800千円    | 選挙公営交付金（個人演説会会場利用料）        |
| 合計            | 42,355千円 |                            |

《当初予算関係》

- 議案第20号 令和8年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第21号 令和8年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和8年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第23号 令和8年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第24号 令和8年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和8年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和8年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第27号 令和8年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第28号 令和8年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第29号 令和8年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第30号 令和8年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第31号 令和8年度南相馬市下水道事業会計予算について

《その他》

**議案第32号 工事請負変更契約の締結について（農林整備課）**

【趣旨】

令和6年第4回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【変更契約内容】

|        |       |                    |
|--------|-------|--------------------|
| 契約の目的  |       | ため池改修（反高田2号ため池外）工事 |
| 契約の相手方 |       | 豊川建設株式会社           |
| 施工場所   |       | 南相馬市小高区蛭沢字反高田地内    |
| 契約金額   | 変更前   | 194,700,000円       |
|        | 変更後   | 206,701,000円       |
|        | 増額する額 | 12,001,000円        |

【主な変更内容】

|     | 項目   | 内容  |
|-----|--|---|
| (1) | 2号ため池<br>地盤改良工<br>使用機械搬<br>入に伴う仮<br>設道路の変<br>更 | <p>当初、現況2号ため池堤体に敷鉄板を敷設し、ため池後法面から前法面へ施工機械を自走する計画としていたが、通常のバックホウであれば自走可能であるが、地盤改良使用機械はアーム・ブーム部分が長く安定性が悪く、転倒・滑落のおそれがあることから、2号ため池堤体を開削し仮設道路を平坦にする必要があるため、堤体掘削工及び堤体盛土工を増工するもの。</p> <p>堤体掘削工 (変更前) 1,003 m<sup>3</sup> → (変更後) 2,474 m<sup>3</sup><br/>                     堤体盛土工 (変更前) 0 m<sup>3</sup> → (変更後) 1,471 m<sup>3</sup></p> |

【工事概要】

- ため池改修工事 2箇所
- 反高田2号ため池 延長=37.1m
  - 反高田3号ため池 延長=45.1m

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

**議案第33号 工事請負変更契約の締結について（農地集積課）**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【変更契約内容】**

|        |       |                    |
|--------|-------|--------------------|
| 契約の目的  |       | 農業基盤整備促進事業（大穴地区）工事 |
| 契約の相手方 |       | 株式会社中里工務店          |
| 施工場所   |       | 南相馬市小高区大富字大穴地内     |
| 契約金額   | 変更前   | 148,500,000円       |
|        | 変更後   | 154,044,000円       |
|        | 増額する額 | 5,544,000円         |

**【主な変更内容】**

|     | 項目                           | 内容   |
|-----|------------------------------|--|
| (1) | 既設農業用パイプライン埋設深確保に伴う盤上げ盛土工の増工 | <p>本工事計画地内において、既設農業用パイプラインが埋設されており、台帳図を基に埋設深さを設定したが、本工事に先立ち試掘調査を行った結果、既設農業用パイプラインの埋設深さが台帳図と相違して浅いことが判明したことから、土被りについて900mm以上確保するため、盤上げ盛土工を増工するもの。</p> <p>盤上げ盛土工（変更前）1,548 m<sup>3</sup> →（変更後）2,383 m<sup>3</sup></p> |
| (2) | 工期の変更                        | <p>上記の施工数量の増工に伴い、当初の契約工期内での竣工が困難となることから、工期を変更するもの。</p> <p>契約工期<br/>                     （変更前）令和7年6月12日～令和8年3月13日<br/>                     （変更後）令和7年6月12日～令和8年3月27日</p>   |

**【工事概要】**

- 区画整理工 面積 3.0ha
- ・整地工 面積 3.0ha
  - ・湧水処理工 延長 154.3m
  - ・道路工 延長 519.0m
  - ・用水路工 延長 745.1m
  - ・排水路工 延長 619.2m
  - ・暗渠工 面積 1.0ha

【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図

**議案第34号 工事請負契約の締結について（財政課）**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

|        |   |
|--------|---|
| 契約の目的  | 川房地区複合型園芸施設整備事業建築主体工事                           |
| 施工場所   | 南相馬市小高区川房字田中地内                                  |
| 契約の金額  | 2,354,000,000円（消費税を含む。）                         |
| 工期     | 本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く）から令和8年3月31日まで        |
| 契約の方法  | 制限付き一般競争入札                                      |
| 契約の相手方 | 福島市栄町7番33号 福島トヨタビル4階<br>阿部和工務店・中里工務店特定建設工事共同企業体 |

**【予定価格】**

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 予定価格 | 2,503,666,000円（消費税を含む。） |
| 落札率  | 94.02%                  |

**【入札結果】**

消費税抜き（消費税を含む）

| 入札者                         | 第1回入札額                             | 備考 |
|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 阿部和工務店・中里工務店<br>特定建設工事共同企業体 | 2,140,000,000円<br>(2,354,000,000円) | 落札 |

**【工事概要】**

建築工事

|                 |             |                         |
|-----------------|-------------|-------------------------|
| ・野菜加工工場         | 鉄骨造平屋       | 3,825.75 m <sup>2</sup> |
| ・排水処理施設機械室      | 鉄筋コンクリート造平屋 | 63.78 m <sup>2</sup>    |
| ・育苗施設（農業物の生産）   | 鉄骨造平屋       | 324.00 m <sup>2</sup>   |
| ・薬注庫            | 鉄骨造平屋       | 8.67 m <sup>2</sup>     |
| ・園芸ハウス（ビニールハウス） |             | 1,101.00 m <sup>2</sup> |
| ・運営加工機械         |             | 一式                      |



**議案第35号 工事請負契約の締結について（財政課）**

**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

**【主な内容】**

|        |  |
|--------|--|
| 契約の目的  | 川房地区複合型園芸施設整備事業電気設備工事                    |
| 施工場所   | 南相馬市小高区川房字田中地内                           |
| 契約の金額  | 410,905,000円（消費税を含む。）                    |
| 工期     | 本契約日から起算して3日を経過した日（土日祝日を除く）から令和8年3月31日まで |
| 契約の方法  | 制限付き一般競争入札                               |
| 契約の相手方 | 南相馬市原町区本陣前二丁目114番地の2<br>株式会社でんきや         |

**【予定価格】**

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 予定価格 | 438,680,000円（消費税を含む。） |
| 落札率  | 93.67%                |

**【入札結果】**

消費税抜き（消費税を含む）

| 入札者                | 第1回入札額                         | 備考 |
|--------------------|--------------------------------|----|
| 株式会社でんきや           | 373,550,000円<br>(410,905,000円) | 落札 |
| 旭電気工事株式会社          | 415,800,000円<br>(457,380,000円) |    |
| 有限会社浪江電設<br>南相馬営業所 | 430,000,000円<br>(473,000,000円) |    |
| 恒栄総合設備株式会社         | 433,800,000円<br>(477,180,000円) |    |
| 株式会社青田電気商会         | 454,200,000円<br>(499,620,000円) |    |



## 議案第 36 号 市道路線の認定、廃止及び変更について（土木課）

### 【趣旨】

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 【主な内容】

#### 1 概要

小高東部地区、南屋形地区、鹿島西部地区及び栃窪地区のほ場整備事業による区画整理に伴い、市道の認定を行うもの。

- (1) 認定路線 2 路線 延長 = 1,468.0 m (鹿島区)  
 廃止路線 21 路線 延長 = △6,689.7 m (小高区、鹿島区)  
 変更路線 18 路線 延長 = △1,916.2 m (鹿島区)

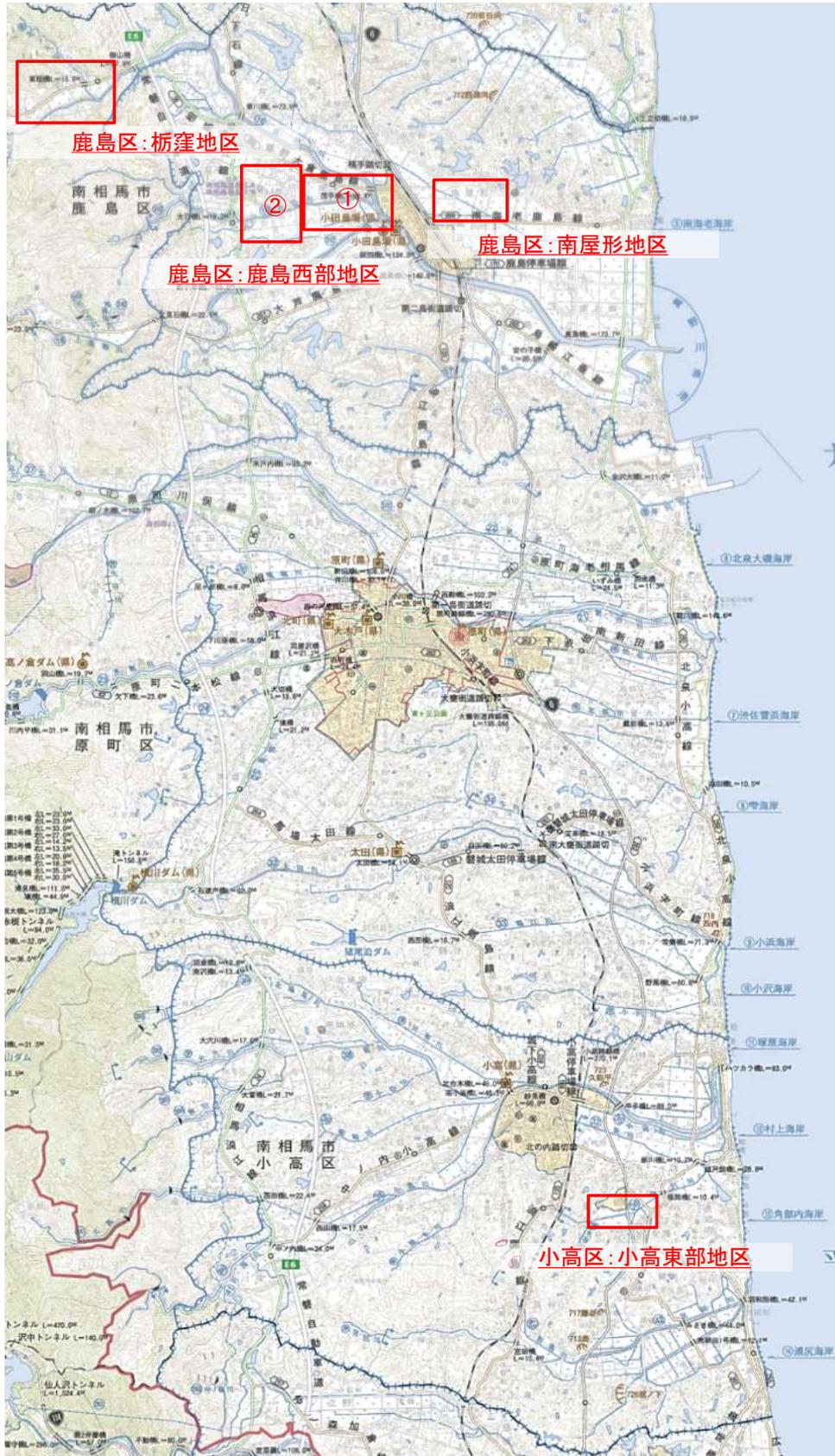
### 【路線内容】

| 内 容      | 路 線 名      | 認定延長(m) | 幅 員(m)  |
|----------|------------|---------|---------|
| 認定路線     | 中 4 6 0 号線 | 906.0   | 5.0     |
|          | 西 1 4 0 号線 | 562.0   | 5.0     |
| 廃止路線     | 泉沢女場線      | △401.5  | 2.4~6.5 |
|          | 女場沼田線      | △317.4  | 2.5~4.0 |
|          | 東 1 6 5 号線 | △486.6  | 3.0~3.3 |
|          | 東 1 6 9 号線 | △383.8  | 3.0~3.3 |
|          | 東 1 7 1 号線 | △470.6  | 3.2     |
|          | 東 1 7 3 号線 | △310.7  | 1.0~3.1 |
|          | 東 1 7 5 号線 | △171.0  | 3.3~3.8 |
|          | 中 1 3 4 号線 | △434.8  | 2.5     |
|          | 中 1 3 6 号線 | △452.7  | 2.5~3.0 |
|          | 中 1 4 6 号線 | △253.0  | 3.9~9.5 |
|          | 中 1 5 2 号線 | △870.5  | 3.5~4.5 |
|          | 西 7 号線     | △407.9  | 3.5~9.5 |
|          | 西 8 号線     | △150.8  | 3.0~7.5 |
|          | 西 1 3 号線   | △214.3  | 2.6~2.9 |
|          | 西 1 4 号線   | △241.6  | 2.6~3.2 |
|          | 西 1 5 号線   | △252.0  | 3.0~3.1 |
|          | 西 1 6 号線   | △217.1  | 2.5~3.0 |
|          | 西 1 9 号線   | △314.2  | 3.0~4.0 |
| 西 2 6 号線 | △103.6     | 2.9~3.0 |         |

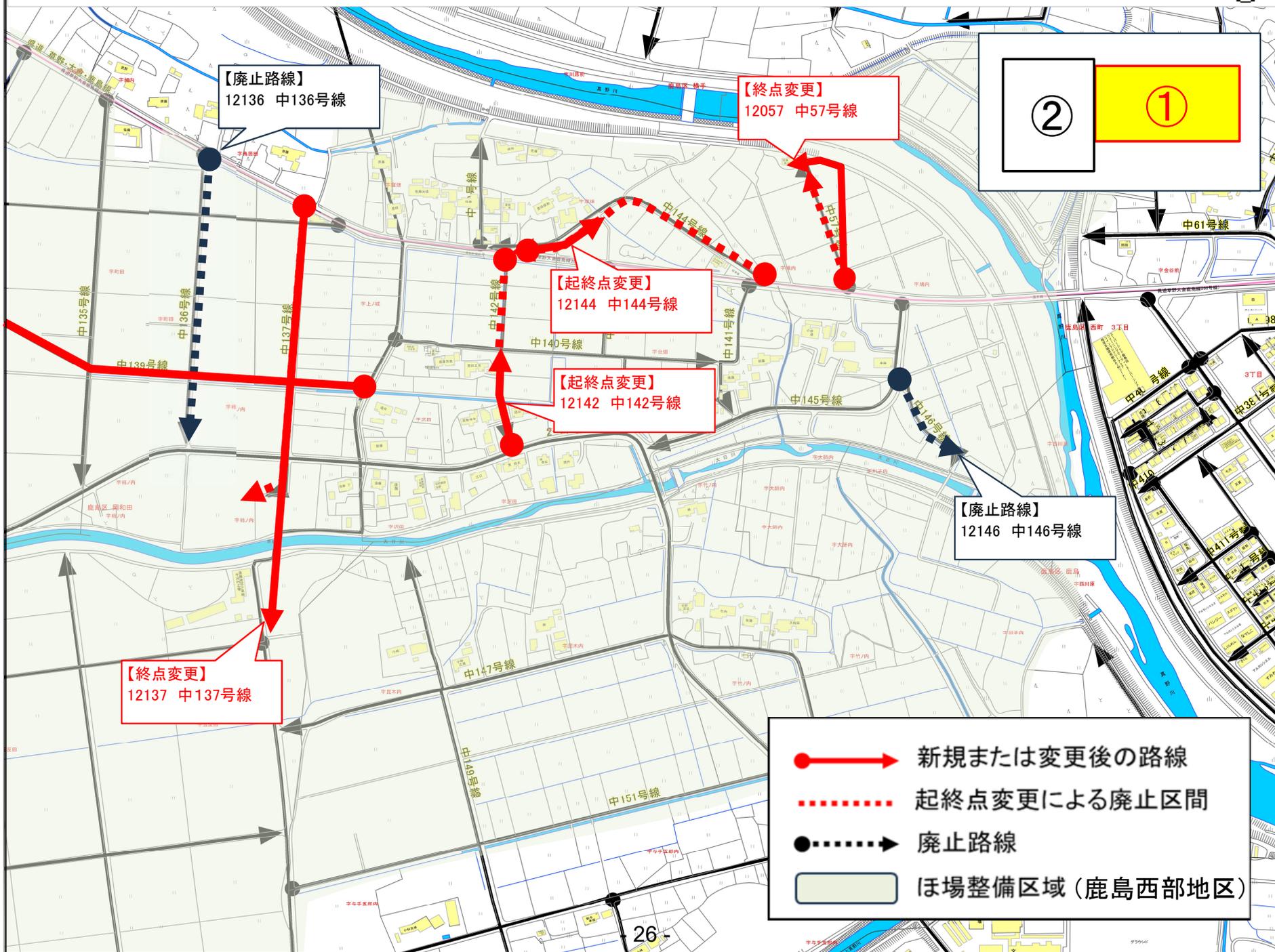
| 内 容      | 路 線 名      | 認定延長(m) | 幅 員(m)   |
|----------|------------|---------|----------|
| 廃止路線     | 西 2 7 号線   | △143.0  | 3.1      |
|          | 西 2 9 号線   | △92.6   | 2.9      |
| 変更路線     | 東 1 6 2 号線 | △43.8   | 5.0      |
|          | 東 1 6 3 号線 | △129.3  | 5.0      |
|          | 東 1 6 7 号線 | △376.2  | 5.0      |
|          | 東 1 6 8 号線 | 13.3    | 3.0~6.0  |
|          | 東 1 7 0 号線 | 479.0   | 5.0~16.5 |
|          | 東 1 7 6 号線 | △83.7   | 5.0      |
|          | 東 1 9 1 号線 | 80.2    | 4.6~7.4  |
|          | 中 5 7 号線   | 194.0   | 5.0      |
|          | 中 1 3 3 号線 | 61.4    | 5.0      |
|          | 中 1 3 7 号線 | 136.1   | 5.0      |
|          | 中 1 3 9 号線 | 80.3    | 5.0      |
|          | 中 1 4 2 号線 | △102.6  | 5.0      |
|          | 中 1 4 4 号線 | △185.6  | 6.0      |
|          | 中 1 6 4 号線 | 14.9    | 5.9~10.0 |
|          | 西 6 号線     | △291.5  | 5.0~8.6  |
|          | 西 1 1 号線   | △678.8  | 5.0~6.4  |
| 西 2 3 号線 | △110.9     | 5.0     |          |
| 西 2 8 号線 | △442.1     | 5.0~7.1 |          |

## 2 路線図 市道認定図のとおり

南相馬市市道認定 全体位置図



# 鹿島区鹿島西部地区①



【廃止路線】  
12136 中136号線

【終点変更】  
12057 中57号線

②

①

【起終点変更】  
12144 中144号線

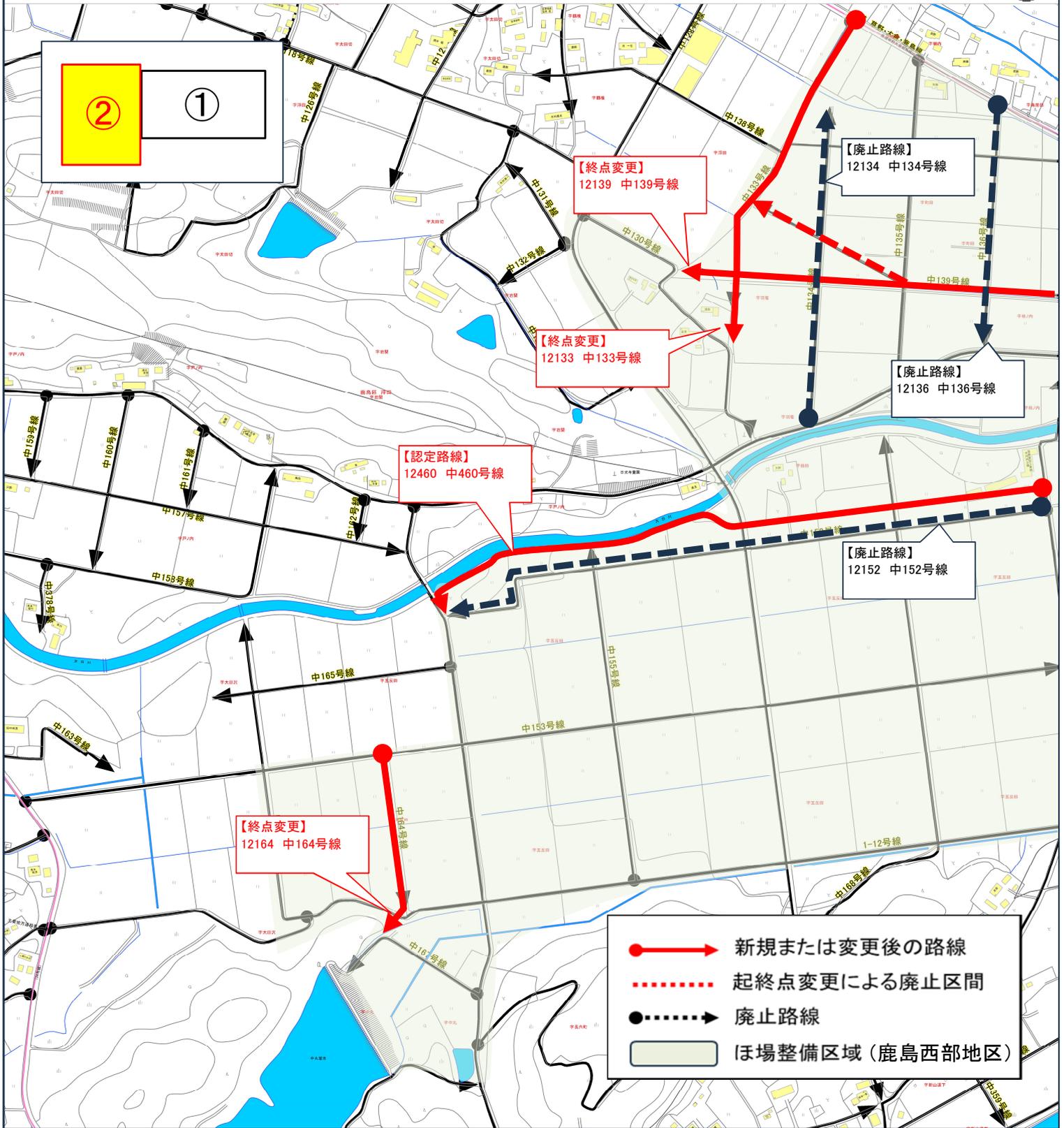
【起終点変更】  
12142 中142号線

【廃止路線】  
12146 中146号線

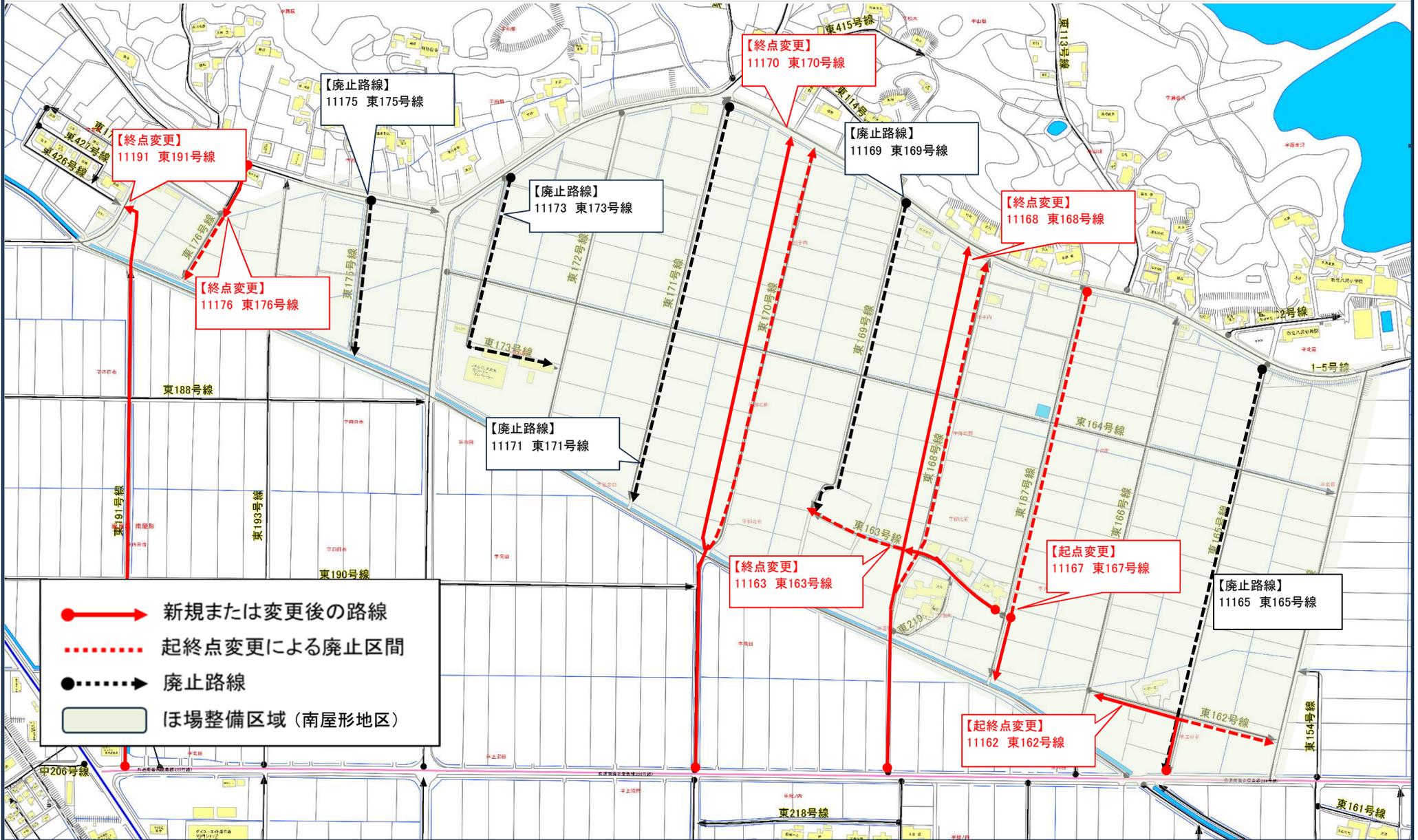
【終点変更】  
12137 中137号線

- 新規または変更後の路線
- ⋯ 起終点変更による廃止区間
- ⋯→ 廃止路線
- ほ場整備区域 (鹿島西部地区)

# 鹿島区鹿島西部地区②

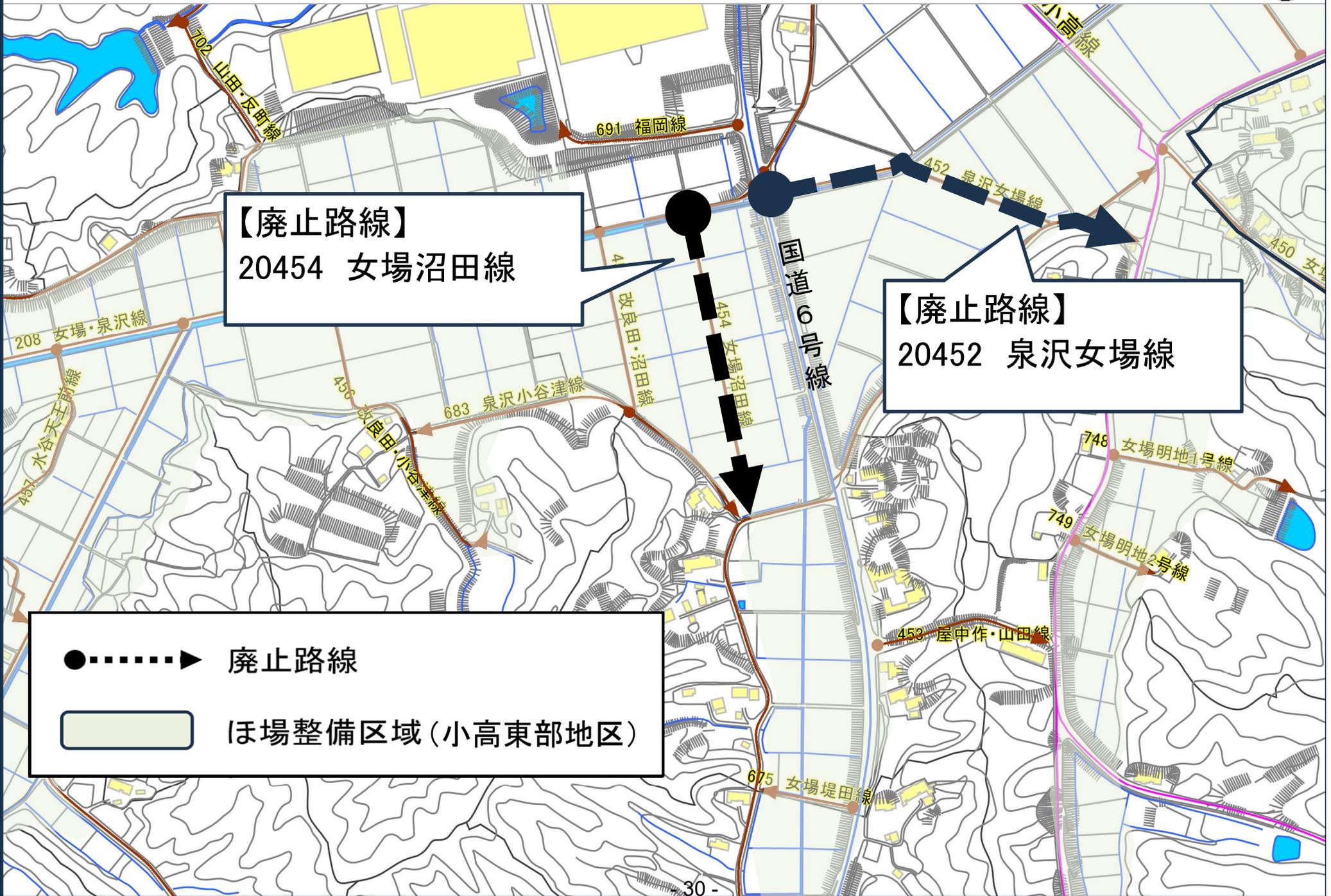


# 鹿島区南屋形地区





# 小高区小高東部地区



廃止路線



ほ場整備区域 (小高東部地区)

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| <b>報告第1号</b> | <b>専決処分の報告について</b> |
|--------------|--------------------|

**【趣旨】**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

**【専決第1号 損害賠償の額の決定について 令和8年1月7日専決】****(総合病院医事課)****1 損害を賠償する相手方**

相馬郡新地町在住 個人

**2 損害賠償の額**

868,830円

|                |          |
|----------------|----------|
| うち保険により補てんされる額 | 868,830円 |
| 市が自ら負担する額      | 0円       |

**3 損害賠償の理由**

令和6年2月21日(水)、南相馬市立総合病院を受診した際、妊婦への投与が禁忌とされている内服薬を処方し、同年3月11日まで服用が継続されたところ、同年同月に出生した児に腎機能障害がみられ、加療のため入院期間の延長を要したものである。

腎機能障害については、一過的なもので正常化が得られているが、本件と相当因果関係があるもので、合意書作成当時判明していなかった後遺症がその後発生した場合、その損害について別途協議するとして相手方と合意し、慰謝料などを賠償した。

損害賠償の額は上記のとおりとした。

**【専決第3号 工事請負変更契約の締結について 令和8年2月10日専決】**

**(農地集積課)**

**1 専決処分の理由**

令和7年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、令和8年2月10日付けで専決処分したもの。

**2 変更契約の内容**

|               |              |                               |
|---------------|--------------|-------------------------------|
| <b>契約の目的</b>  |              | 農業基盤整備促進事業（北沢・放森地区）工事         |
| <b>契約の相手方</b> |              | 南相馬市小高区大井字深町48番地<br>株式会社中里工務店 |
| <b>施工場所</b>   |              | 南相馬市小高区大富字北沢地内外               |
| <b>契約金額</b>   | <b>変更前</b>   | 382,822,000円                  |
|               | <b>変更後</b>   | 388,850,000円                  |
|               | <b>増額する額</b> | 6,028,000円                    |

**○主な変更内容**

|     | <b>項目</b>                | <b>内容</b>   |
|-----|--------------------------|---|
| (1) | <b>土壌改良材散布及び耕起作業の増工</b>  | 耕作表土の地力回復を図るため、土壌改良材散布及び散布後の耕起作業を増工するもの。<br>土壌改良材散布（変更前）0.0 ha→（変更後）8.4 ha<br>散布後耕起作業（変更前）0.0 ha→（変更後）8.4 ha  |
| (2) | <b>機械進入路設置位置の変更に伴う増工</b> | 機械進入路設置工において、地権者及び担い手との現地立会いの結果、機械進入路の設置位置が変更となったことに伴い、蓋板工及び機械進入路盛土工を増工するもの。<br>機械進入路蓋板工（変更前）174枚→（変更後）200枚<br>機械進入路盛土工（変更前）0 m <sup>3</sup> →（変更後）205 m <sup>3</sup> |
| (3) | <b>工期の変更</b>             | 上記の施工数量が増工に伴い、当初の契約工期内での竣工が困難となることから、工期を変更するもの。<br>契約工期<br>（変更前）令和6年12月24日～令和8年2月27日<br>（変更後）令和6年12月24日～令和8年3月30日   |

### 【工事概要】

区画整理工 面積=9.2ha

- ・ 整地工 面積=8.4ha
- ・ 道路工 延長=1,927m
- ・ 用水路工 延長=1,762m
- ・ 排水路工 延長=1,541m
- ・ 暗渠排水工 面積=3.6ha

### 【施工場所位置図】



出典：国土地理院地図